

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会
第 31 回 総 会

令和 8 年 3 月 27 日（金）

第 195 号 名護市農業委員会に属する会計年度任用職員の人事評価実施規程の
制定について

第 196 号 事務局職員の任免について

報告 農地法第 4 条許可の取下げ願いについて

(開会)

局長 皆さんおはようございます。ただいまより第 31 回名護市農業委員会の
総会を開会いたします。本日の農業委員の出席は、12 名中 10 名で定足数を
満たしておりますので、会議が有効に成立していることをご報告いたしま
す。議事録署名人は 8 番委員、9 番委員お願いいたします。

本日の議案は 10 件ございます。それぞれ事務局の方からご説明いたしま
すのでよろしくをお願いいたします。それでは議長お願いします。

議長 皆さんおはようございます。これより第 18 期第 31 回名護市農業委員会
総会を始めさせていただきます。

(議案第 187 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 187 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局よ
り説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 喜瀬の 1 筆で地域計画内。農振地域内、地目は田、面積
1,613 m²。賃借権設定による新規就農。従事日数は本人 300 日、妻 200 日。
予定作物は野菜となっております。

整理番号 2 番 源河の 2 筆で 1 筆は地域計画内、他 1 筆は地域計画外。農
振地域内、地目は畑と田、合計面積 1,221 m²、有償移転による新規就農。従
事日数は本人 150 日、妻 60 日。予定作物はバナナとなっております。現
在、地域計画においては、譲受人ではない別の方が位置づけされております
が、今回の申請に当たり地主および申請譲受人より計画変更の申請を受付け
ております。

整理番号 3 番 呉我の 1 筆で地域計画外。農振地域内、地目は畑、面積
926 m²、有償移転による規模拡大。従事日数は本人 250 日。予定作物はバナ
ナとなっております。

整理番号 4 番 呉我の 1 筆で地域計画内。農振地域内、地目は畑、面積

整理番号 1 番 宮里の 1 筆、地目は田、面積 161 m²。転用目的は建築条件付売買予定地。農地区分は第二種農地で一団農地は 0.2ha となっております。

整理番号 2 番 宮里の 1 筆、地目は田、面積 161 m²。転用目的は建築条件付売買予定地。農地区分は第二種農地で一団農地は 0.2ha となっております。説明は以上となります。

議長 議案第 188 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について質疑はございませんか。

質疑がないようですので、議案第 188 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 189 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 189 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 整理番号 1 番 許田の 1 筆、地目は畑、面積 310.18 m²。転用目的は一般住宅。農地区分は第二種農地で一団農地は 0.1ha となっております。

整理番号 2 番 許田の 1 筆、地目は畑、面積 590.06 m²。転用目的は貸資材置場。農地区分は第二種農地で一団農地は 0.1ha となっております。

整理番号 3 番 真喜屋の 1 筆、地目は田、面積 1,700 m²。転用目的は農業用施設。農地区分は農振農用地内となっておりますが、農振農用地から農業用施設用地に用途区分の変更手続きは既に完了されているので農振法的にも問題ないかと思います。説明は以上となります。

議長 議案第 189 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について質疑がありましたらお願いします。

なければ、私から質問します。整理番号 3 番については、作物は何になりますか。

整理番号 8 番 源河の 1 筆、地目は畑、面積 4.76 m²。賃借権で転用目的は太陽光発電設備。農地区分は農振農用地内となっております。こちら農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についての整理番号 9 番の説明でありましたが、今回営農型太陽光発電といって、太陽光発電設置をした面で営農していく計画となっております。太陽光パネルの支柱の部分の一時転用で再許可の案件です。今回で二回目の更新となっております。説明は以上となります。

議長 議案第 190 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について質疑がありましたらお願いします。

ないようなので議案第 190 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、すべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 191 号 非農地証明願について)

議長 議案第 191 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 為又の 1 筆、地目は田、面積 40 m²。非農地の事由「当該申請地は、道路買収による残地であり小面積及び傾斜地を含む土地で農地としての利用は困難な土地である。」とのことです。

整理番号 2 番 為又の 1 筆、地目は畑、面積 69 m²。非農地の事由「当該申請地は、急傾斜となっており約 20 年以上前より農地としての利用はない。今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 3 番 古我知の 1 筆、地目は畑、面積 3.77 m²。非農地の事由「当該申請地は、小面積のため農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 4 番 大北二丁目の 1 筆、地目は田、面積 306 m²。非農地の事由「当該申請地は、平成 13 年に市道敷設の用地として分筆された土地の残地であり、小面積の土地である。周囲も住宅地であり、農地としての有効活用は困難である。」とのことです。

整理番号 8 番 我部祖河の 2 筆、地域計画内、合計面積 4,212 m²。利用期間は 5 年で予定作物は野菜となっております。

整理番号 9 番 呉我の 1 筆、地域計画内、面積 5,409 m²。利用期間は 10 年で予定作物は観葉植物となっております。説明は以上となります。

議長 議案第 192 号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について質疑がありましたらお願いします。

ないようですので、議案第 192 号農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 193 号 市長部局以外の情報セキュリティポリシー策定に係る承認について)

議長 議案第 193 号 市長部局以外の情報セキュリティポリシー策定に係る承認について事務局より説明をお願いします。

事務局 市長部局以外の情報セキュリティポリシー策定に係る承認について、令和 8 年 2 月 26 日付け名情シ第 331001 号にて名護市長により承認依頼のある標記の件について、総会の議決を求めます。

なお、地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について、令和 8 年 4 月 1 日施行に伴い、市長部局が本案を作成し、市長部局以外である教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価委員会、名護市行政事務機構が共同策定する形となります。説明は以上になります。

議長 議案第 193 号市長部局以外の情報セキュリティポリシー策定に係る承認について質疑がありましたらお願いします。

ないようですので、次に進んでよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

るものとする。

第2条準用規定です。この規定に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は名護市会計年度任用職員人事評価実施規程の例による。附則から下の方は省略させていただきます。

こちらの会計年度任用職員については令和8年度から実施する事となっております。説明は以上になります。

議長 議案第195号名護市農業委員会に属する会計年度任用職員の人事評価実施規程の制定について質疑がありましたらお願いします。

ないようですので、次に進んでよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第196号 事務局職員の任免について)

議長 議案第196号 事務局職員の任免について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第196号事務局職員の任命について、下記の通り、事務局職員の異動があるので、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、総会の議決を求めます。

異動者は、主査の玉城健雄と、職員の玉寄正真が今回異動ということになりまして、新しく主査に金城達憲、職員で大城秀磨呂が就任ということになりましたので、そちらの議決を、よろしくお願いします。説明は以上になります。

議長 議案第196号事務局職員の任免について質疑がありましたらお願いします。

ないようですので、議案第196号事務局職員の任免について可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。